

協議資料 1

登録文化財制度の創設に関する諮問について

昭島市文化財保護審議会条例（昭和51年昭島市条例第32号）第2条第8号の規定に基づき、登録文化財制度の創設について、昭島市文化財保護審議会に諮問したい。

記

1 登録文化財制度とは

市の指定に至らないまでも、後世に引き継ぐべき貴重な文化財を登録することにより、所有者等の自主的な保存を促し、また周知による保護を目的として、緩やかな保護措置を講じるものである。

2 制度創設の必要性

市の指定に至らないまでも、貴重な文化財が数多く把握されているが、これまでも散逸及び消失してしまっているものが把握されていることから、今後貴重な文化財を保存し次世代に確実に継承していくための方策が必要である。